

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月10日

平成15年7月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成15年7月10日に支給された賞与に係る賃金台帳の記録から、申立人は、8万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年11月まで
役場に転入届の受付に行った際、前の勤務先からもらった共済組合の書類を提出して国民年金加入の用紙に印鑑を押した記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立人が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を家族の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、昭和49年12月以降に払い出されているものと推認され、申立人はこの頃、国民年金の加入手続を行い、47年4月1日に遡って被保険者の資格を取得したものと考えられることから、申立期間当時において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年3月まで

私は、昭和62年に離婚した後、生活に困窮し、平成2年から国民年金保険料の免除申請を毎年行っていた。申立期間が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、息子の国民年金保険料の免除申請手続きに行く友人に誘われて、毎年免除申請を行っていたと主張しているところ、オンライン記録から、申立期間直前の平成4年度の免除申請は平成4年5月1日に行われ、申立期間直後の平成6年度の免除申請は平成6年5月31日に行われていることが確認できるものの、友人の息子が国民年金被保険者資格を有する20歳になるのは8年*月であり、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人は、戸籍の附票によると、申立期間直前の平成4年11月29日にA市からB市に転居しているが、同市の国民年金の電算記録によると、申立人が国民年金の住所変更の届出を行ったのは、6年6月15日であることが確認できることから、申立期間については、免除申請を行っていなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで

A 市で国民年金に加入し、昭和 51 年冬に、20 歳からの国民年金保険料と昭和 49 年度からの夫婦の未納分を一緒に 20 万円ぐらい納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年冬に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、その時期は、特例納付が実施されていた時期ではなく、納付したとする金額についても特例納付した場合の金額と大きく異なっている。

また、申立人は、昭和 49 年度から未納であった夫婦二人分の国民年金保険料を昭和 51 年冬に一緒に納付したと主張しているが、申立人が所持する 49 年 4 月 24 日発行の国民年金手帳の昭和 49 年度から 51 年度までの国民年金印紙検認記録欄には日付の入った検認印が押されており、申立人からの聴取によると夫の年金手帳も同様に検認印が押されているとしていることから、当該期間については、夫婦共に現年度納付していることがうかがわれ、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの期間、40年9月から43年2月までの期間、同年10月から44年2月までの期間、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年10月まで
② 昭和40年9月から43年2月まで
③ 昭和43年10月から44年2月まで
④ 昭和44年10月及び同年11月

私は、昭和36年4月から毎月の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年12月に払い出されていることが確認できる上、申立期間①から④までの全ての期間において、申立人の夫は共済組合に加入していたことから、申立人は国民年金の任意加入対象となり、制度上、加入時点から遡って被保険者資格を取得することができないところ、申立人が所持する年金手帳には、資格取得日が44年12月17日と記載されていることから、申立人は同日に国民年金に任意加入し、同年12月の保険料から納付を開始したとするのが自然である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月21日から45年8月1日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社でB係として勤務していたと申し立てているが、同社は既に廃業しており、申立人の申立期間に係る人事記録は無い上、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人は、当時の同僚について複数の名前を挙げているが、いずれも下の名前を覚えていないためその同僚を特定することができない。このため、オンライン記録から抽出した当時の複数の同僚に申立人の勤務状況等について照会しその半数から回答を得たが、申立人を知っていると回答した者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認することはできない。

さらに、A社の後継事業所には、申立人の申立期間に係る経理関係資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 11 月 1 日から 18 年 1 月 26 日まで
② 平成 15 年 8 月
③ 平成 15 年 12 月
④ 平成 16 年 3 月
⑤ 平成 16 年 8 月
⑥ 平成 16 年 12 月
⑦ 平成 17 年 3 月
⑧ 平成 17 年 8 月
⑨ 平成 17 年 12 月

A社に勤務した全期間、社会保険事務所（当時）の職員の指示により給与額を過少申告したため標準報酬月額が最高でも 36 万円となっているが、実際は最低でも 62 万円以上の報酬月額であった。また、賞与についても、同事務所の職員の指示により賞与支払届を提出しなかったため、平成 15 年 8 月から 17 年 12 月までの 8 回の賞与が年金記録に反映されていない。標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う申立期間①に係る標準報酬月額については、いずれも、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高い金額が記載されている。

また、給料支払明細書には、申立期間②から⑨までについての賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

しかしながら、申立人は、商業登記簿謄本によればA社の代表取締役であ

り、また、社会保険事務所に対する届出事務、経理事務、給料支払明細書の作成事務等を自ら担当し、社会保険料の納付の件で社会保険事務所を再三訪問していたと供述している。

また、申立人は申立期間①の標準報酬月額に係る届出は過少申告し、申立期間②から⑨までの賞与に係る届出は提出していないと供述し、加えて、「社会保険事務所には給与の支給額を下げた申告しており当然差額がでます。」と供述していることから、社会保険事務所は申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る保険料の納入告知をしておらず、このため事業主が給与及び賞与から控除した保険料を社会保険事務所に納付していないことについて、社会保険事務及び経理事務を担当していた事業主である申立人が承知していなかったとは考え難い。

ところで、当年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。